

○東近江市総合計画策定委員会規程

平成18年1月4日

訓令第2号

(設置)

第1条 東近江市総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、東近江市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長を、委員は、教育長、政策監、部長級及び次長級の職にある者のうち委員長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 策定委員会の下に、専門的事項を検討するため、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 市民が主役となるまちづくり部会
- (2) 人と環境にやさしいまちづくり部会
- (3) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり部会
- (4) 次代を担う人材を育むまちづくり部会
- (5) 地域の活力を生み出すまちづくり部会
- (6) 市民生活、地域経済を支えるまちづくり部会
- (7) その他委員長が必要とする部会

2 部会長及び部会員は、委員長が職員のうちから指名する。

3 それぞれの部会に、調査及び研究作業を行うためワーキンググループを設置することができる。

4 部会長は、各部会における審議の経過、結果等について、策定委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席等)

第5条 策定委員会及び部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求めて所掌事務について説明若しくは報告させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成22年訓令第34号)

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。